

福祉車両利用パンフレット

目 的

リフト付福祉車両の貸し出し事業は、周南市が所有する福祉車両（10人乗り、車いす2台搭載可能）の貸し出しを行い、自ら歩行することが困難な重度の身体障害者の自立と社会参加の増進を図ることを目的とします。

※ 車いすの種類又は仕様によっては2台搭載できない場合があります。

利用対象者

- (1) 市内に住所を有する車いすを使用している障害者（以下「障害者」といいます。）及びその家族
- (2) 障害者が関係する福祉団体及びボランティア団体
- (3) 上記以外で、市長が特に必要と認めるもの

使用の範囲

- (1) 障害者が参加するコミュニティ活動、イベント・研修会等及び医療機関への通院、施設等への移送等にご利用いただけます。
- (2) 運行の範囲は山口県内とし、原則、日帰りでの使用とします。

使用料

- (1) 無料でご利用いただけます。
- (2) 燃料代及びその他運行に要する費用（高速道路利用料金等）は、使用者の負担となります。

申し込み

周南市福祉車両使用申請書を、市役所障害福祉課又は周南市社会福祉協議会業務課（徳山社会福祉センター内）へ、使用予定日の3月前から7日前までに提出してください。

※ 申込に当たっての注意事項

- ① 福祉車両は、満21歳以上で運転免許取得後1ヵ年を経過している方以外は運転できません。
- ② 申請書には、免許証のコピー及び身体障害者手帳所持者は手帳のコピーを貼付してください。

貸し出し・返却

- (1) 車両の定置場所は、徳山社会福祉センター（周南市社会福祉協議会）とします。
- (2) 福祉車両の貸し出し及び返却は、周南市社会福祉協議会業務課（土、日の場合は徳山社会福祉センター）で行います。
- (3) 福祉車両の貸し出し及び返却時間は、祝祭日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く、職員の執務時間内（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 貸出日及び返却日が、祝祭日又は年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）に当たるときは、貸出日はその前日、返却日はその翌日になります。
- (5) 車両を借りられる際には、必ず、「福祉車両の使用に関する確約書」を記載・押印のうえ提出してください。
- (6) 車を返却するときは、必ず給油し、伝票を提出してください。

その他

- (1) 整備点検、公務等やむを得ない事情により貸し出しできない場合があります。
- (2) その他、不明の点がありましたら、周南市障害福祉課へお問い合わせください。

連絡先

周南市役所障害福祉課 ☎ (0834) 22-8463 Fax (0834) 22-8464

〒745-8645 周南市岐山通 1-1

周南市社会福祉協議会業務課 ☎ (0834) 22-8721 Fax (0834) 32-0021

〒745-0844 周南市速玉町 3-17 徳山社会福祉センター内 ※

徳山社会福祉センター ☎ (0834) 22-8710